

報告事項 4

損害賠償等請求事件について

このことについて、判決言渡しがありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成27年3月24日

教 職 員 課

平成 27 年 3 月 24 日
教 職 員 課

損害賠償等請求事件について

このことについて、平成 27 年 3 月 2 日、名古屋地方裁判所岡崎支部において、県側勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 岡崎市在住の県民（買主）
被告 岡崎市在住の県民（売主）
補助参加人 愛知県

2 事案の概要

平成 23 年 7 月、原告は被告から土地と建物を購入したが、当該土地は、隣地の県立学校から重油流出による被害を受けていた。原告は、当該土地に隠れた瑕疵があったことを理由として、売買契約の解除、売買代金の返金、その他損害賠償等を求めて提訴し、審理の中で被告代理人から愛知県に対して訴訟告知があった。

本件訴訟で、仮に「当該土地に瑕疵あり」として原告の請求が認められると、次に被告から愛知県に対する損害賠償請求が予想され、その際、愛知県は「当該土地には瑕疵がない」と主張できなくなる。このため愛知県として本件訴訟に補助参加し、当該土地には瑕疵がないことを主張していくこととなった。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の各請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県側勝訴】

【理由趣旨】

隠れた瑕疵の有無について、本件土地には県立学校の流出事故による重油が流入していることを推認することができる。

しかし、本件土地に重油が流入した範囲及び重油量は本件証拠上も明らかでなく、むしろ、掘り起こされた土から確認できる黒色の塊状の土壌はほんの僅かにすぎないと認められることからすれば、本件土地の地中に大量の重油が含まれていると認めることはできず、戸建住宅用地として利用するに際して格別の不都合があるとはいえない。よって本件土地は、本件売買において求められる通常の品質、性能を欠いておらず、瑕疵があるとは認められない。

4 控訴期限

平成 27 年 3 月 17 日(火) 〔判決確定済〕